

指定管理者制度導入施設における自動販売機設置管理に関する事務処理要領

令和 8 年 2 月制定

I 指定管理者制度導入施設における自動販売機設置管理に係る考え方

- 1 指定管理者制度導入施設（以下「指定管理者施設」という。）における自動販売機（以下「自販機」という。）設置管理業務については自主事業とする。
- 2 自販機の設置にあたっては、高槻市公有財産規則（以下「規則」という。）第 18 条に基づく指定管理者の申請に対し、市は規則第 16 条に定める行政財産の使用許可（以下「目的外使用許可」という。）を行う。なお、目的外使用許可にあたっては、アセットマネジメント推進室に合議を行う。
- 3 規則第 17 条に定めるとおり、目的外使用許可の期間は原則 1 年以内とする。ただし、期間を 1 年以内にすることが著しく実情に即さないと認めるときは、アセットマネジメント推進室と協議のうえ、5 年以内とすることができる。
- 4 目的外使用許可に伴う使用料（以下「行政財産使用料」という。）は、高槻市行政財産使用料条例（以下「条例」という。）第 5 条の定めるところにより徴収する。
- 5 自販機設置管理業務に係る収入及び支出は、指定管理業務及びその他の自主事業とは区分して経理し、自動販売機設置事業者（以下「自販機事業者」という。）との契約に基づき納付を受けた額から必要経費を除いた額（以下「収益」という。）については、原則その 10 % を市に配分するものとする。
- 6 福祉施策の一環等として、市が指定管理者以外に対して目的外使用許可を行うことにより、指定管理者施設に自販機を設置している場合については、本要領は適用しない。
- 7 指定管理者の選定にあたり、自販機設置管理業務に係る収益の取扱いについて、募集要項もしくは指定要件書に明示するものとする。
- 8 直営施設への指定管理者制度導入にあたり、既に、市が自販機設置管理に関して賃貸借契約の締結等を行っており、その契約期間が指定期間の始期を越える場合は、当該契約期間等満了時から本要領を適用するものとする。
- 9 都市公園内の指定管理者施設の自動販売機の設置については、都市公園法及び高槻市都市公園条例に定めるところにより許可及び使用料の徴収を行う。また、収益の配分及び事務処理については、別に定めがある場合を除き、本要領の定めに従うものとする。

Ⅱ 事務処理の流れ

1 自販機事業者の選定

- (1) 指定管理者は自販機事業者を選定する際、原則３者以上から見積を徴収し、最も有利な条件を提示した者を選定する。
- (2) 指定管理者は、別添「指定管理者施設に設置する自販機の標準仕様書」の内容を満たす自販機事業者を選定する。ただし、事前に市長から文書により許可を受けた場合はこの限りでない。

2 自主事業承認・目的外使用許可

- (1) 指定管理者は、自販機の設置管理にあたっては、自主事業承認申請とあわせて目的外使用許可申請を市長に行う（見積書、仕様、位置図等を添付）。
- (2) 市は申請を審査のうえ、承認・許可（不承認・不許可）を決定し、通知する。なお、自主事業の承認条件として自販機の収益の１０％を市に納入することを付す。
- (3) 市は条例に基づき行政財産使用料を算定し、指定管理者は期日までに当該行政財産使用料を納付する。

3 契約関係

- (1) 指定管理者は、自販機事業者との間で業務委託契約を締結する。契約書には見積等選定過程の記録を添付・保管し、指定期間の終期まで保存するとともに、要求があれば市に開示する。また、契約書の写しを速やかに市に提出する。
- (2) 契約期間は市長から受けた目的外使用許可の期間を超えてはならない。
- (3) 指定管理者は、市からの許可条件を契約書に明記し、自販機事業者へ文書で通知する。
- (4) 売上本数・売上金額等の情報は指定管理者が把握し、市が求めた場合は速やかに提供する。

4 経理・収支報告・収益配分

(1) 区分経理

指定管理者は自販機設置管理業務に係る収入及び支出を、指定管理業務及びその他自主事業と区分して経理する。

(2) 必要経費

行政財産使用料、電気代等光熱費、契約の印紙・公租公課、その他当該業務執行に要した経費をいう。

(3) 収支報告

指定管理者は年度ごとに収支を取りまとめ、年度終了後３０日以内に市に報告する（様式第１号）。

(4) 収益認定・調定

市は収支報告を確認し、収益を認定の上、その１０％を市の歳入として調定する（１円未満切り捨て）。

(5) 納入通知

市は調定後速やかに指定管理者へ納入通知（様式第 2 号）を行い、指定管理者は期限内に納付する。

(6) 予算費目

予算年度については、翌年度の取り扱い（(例) 令和 7 年度実績に基づく収益配分は令和 8 年度の歳入）とし、予算費目は次のとおりとする。

(款) 諸収入(90)	(項) 雑入(95)	(目) 雑入(95)
(節) 自販機設置収入配分(91)	(細節) 自販機設置収入配分(05)	

5 様式等

- (1) 様式第 1 号「自動販売機設置管理業務に係る収支報告書」
- (2) 様式第 2 号「納入通知書」
- (3) 指定管理者施設に設置する自販機の標準仕様書
- (4) 事務処理のフロー図

様式第 1 号
(あて先)
高槻市長

指定管理者：〇〇〇
施設名：〇〇〇

自動販売機設置管理業務に係る収支報告書

令和〇〇年度の自動販売機設置管理業務に係る収支状況について、次のとおり報告します。

1 収入及び支出の状況

収入の部	項目	決算額 (円)	内訳	備考
	収入合計 (A)			

支出の部	項目	決算額 (円)	内訳	備考
	支出合計 (B)			

2 収益 (A-B)

収益 (A-B)	(円)
----------	-----

(あて先)
高槻市長

指定管理者：〇〇〇
施設名：〇〇〇

自動販売機設置管理業務に係る収支報告書

令和〇〇年度の自動販売機設置管理業務に係る収支状況について、次のとおり報告
します。

1 収入及び支出の状況

収入の部	項目	決算額（円）	内訳	備考
	販売協力金（50 円/本）	〇〇〇, 〇〇〇	＝ ＝ ＝ 本	
	販売協力金（30 円/本）	△△△, △△△	＝ ＝ ＝ 本	
	電気使用負担金	□, □□□	＝ ＝ ＝ kWh	
	収入合計（A）	〇〇〇, 〇〇〇		

支出の部	項目	決算額（円）	内訳	備考
	行政財産使用料	〇〇, 〇〇〇		
	契約書印紙税	△△△	契約〇件分	
	消費税等相当額	××, ×××		
	電気代相当額	□, □□□		
	支出合計（B）	〇〇〇, 〇〇〇		

2 収益（A-B）

収益（A－B）	〇〇〇, 〇〇〇（円）
---------	-------------

様式第2号

(あて先)
指定管理者(〇〇〇)

高槻市長

印

納入通知書

貴社が管理している〇〇(施設名)の令和〇〇年度自動販売機設置管理業務に係る収支報告書を審査した結果、高〇〇第△△号(自主事業承認通知書の文書番号)に基づき、下記のとおり納付するよう通知します。

- 1 収益と認める額
- 2 納付額
- 3 納付期限
- 4 納付書

別添のとおり

(あて先)
指定管理者(〇〇〇)

高槻市長

印

納入通知書

貴社が管理している〇〇(施設名)の令和〇〇年度自動販売機設置管理業務に係る収支報告書を審査した結果、高〇〇第△△号(自主事業承認通知書の文書番号)に基づき、下記のとおり納付するよう通知します。

1 収益と認める額

〇〇〇円(収支報告書の収益の額。1円未満切り捨て)

2 納付額

△△円(〇〇〇円 $\times$ 10/100。1円未満切り捨て)

3 納付期限

令和〇〇年〇月〇〇日

4 納付書

別添のとおり

指定管理者施設に設置する自販機の標準仕様書

1 環境対策

- (1) 消費電力量の低減に資する技術等を導入した省エネ機種とすること。
- (2) 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）又は炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とすること。
- (3) その他、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の飲料自動販売機の判断の基準に適合すること（配慮事項は適合に努めること）。

2 安全対策

- (1) 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（業界自主基準）を遵守した措置を講じること。
- (2) 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。また、契約期間中に取り消されないこと。
- (3) 偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（業界自主基準）を遵守し、犯罪防止に努めること。

3 使用済み容器の回収

- (1) 指定管理者の指示する場所に回収ボックスを設置すること。
- (2) 回収ボックスの規格及び管理は次のとおりとすること。
 - ・素材は、プラスチック製又は金属製とすること。
 - ・回収頻度と回収量を考慮して、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な容積及び個数とすること。
 - ・その他使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- (3) 使用済み容器は自販機事業者が回収し、その処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

4 販売品目及び価格

販売品目は、ペットボトル、缶、瓶等による清涼飲料水等の飲料、その他市の承認を受けたもの（国産）とする。ただし、ミネラルウォーターについては、市の承認を受けた場合には、国外産のものを認める。酒類、たばこ等の販売は行わないこと。

また、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

5 自販機の設置及び管理運営

- (1) 自販機事業者は、自ら自販機を管理運営すること。ただし、書面により市の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (2) 自販機事業者は、自ら商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを適切かつ速やかに行うこと。
- (3) 自販機事業者は、自ら消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- (4) 自販機事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- (5) 自販機の故障、問い合わせ並びに苦情については、自販機事業者の責任において対応すること。また、自販機に故障時等の連絡先を明記し、連絡先対応可能時間帯以外については、留守番電話等により確実な事後対応を行うこと。
- (6) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路は、指定管理者の指示に従うこと。

6 必要経費負担のための措置

自販機事業者は、指定管理者が立て替え払いをした光熱水費を負担するにあたっては、原則として、自販機事業者の費用負担により電気使用量等を計測するメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。以下「子メーター」という）を設置することにより、その使用量を把握すること。

また、光熱水費の負担額は、原則として設置場所が属する指定管理者施設の光熱水費の前年平均単価に子メーターにより把握した使用量を乗じて得るものとし、指定管理者からの指示に従って、この額を期日までに支払うこと。

事務処理のフロー図

